

（仮称）佐世保市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の骨子

1 条例の目的

この条例は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定め、もってセンターの利用者が、創作的活動又は生産活動の機会の提供を通じ、その有する能力及び適性に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的として制定します。

2 対象となる施設

- ・地域活動支援センター

3 基準

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めます。（主な基準を記載しています）

区分	主な項目	主な内容
障害者支援施設	規模	10人以上の人員を利用させることができる規模を有するもの
	設備の基準	創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所及び便所を設ける
	職員の配置の基準	施設長を1人、指導員を2人以上置く

4 施行期日

平成28年4月1日予定

指定基準等における「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」対応表

指定基準等	サービス事業名等	項目	従うべき基準	標準	参酌すべき基準	
			現行の法令の内容(基準)従い定めるもの	現行の法令の内容(基準)を標準とし、合理的理由の範囲内で変更が可能なもの	現行の法令の内容(基準)を参考とした上で、市独自に定めることが可能なもの	
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項)	地域活動支援センター I型、II型・III型 (地域生活支援事業)	配置する従業者及びその員数	第10条(職員の配置の基準) 第11条第2項(従たる事務所を設置する場合における特例)	第8条(規模)	第4条(運営規程) 第5条(非常災害対策) 第6条(サービスの提供の記録) 第7条(記録の整備) 第9条(設備の基準) 第11条第1項(従たる事務所を設置する場合における特例)	第12条(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等) 第13条(生産活動) 第15条(定員の遵守) 第16条(衛生管理等) 第18条(苦情への対応) 第20条(暴力団員等の排除)
		障がい者の安全の確保、秘密の保持等	第14条(工賃の支払) 第17条(秘密保持等) 第19条(事故発生時の対応)			